

2号・3号認定 保育料市徴収基準額(月額)

○ひとり親世帯等

(単位:円)

国階層区分		1	2	3			4				4・5	6・7・8
秋田市階層区分		A	B	C1S	C2S	C3S	D1S	D2S	D3S	D4S	D4~D12	D13~D20
市民税額		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税均等課税世帯のみ	市民税所得割課税世帯							
					100円	5,000円	48,600円	51,000円	56,000円	62,000円	77,101円	169,000円
					以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
					5,000円	48,600円	51,000円	56,000円	62,000円	77,101円	169,000円	
				未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
0~2歳児クラス	標準時間	0	0	3,850	4,490	4,890	5,400	6,300	6,480	7,290	下記の表による	
	短時間	0	0	3,850	4,490	4,890	5,400	6,300	6,480	7,290		
3~5歳児クラス	標準時間	0(無償)										
	短時間	0(無償)										
多子軽減		—		年齢に関わらず、生計を同一にする子どもの順で2人目以降は無料								
保育料助成	すこやか助成割合(以下を除く)	—		1/2			ひとり親1/2 それ以外1/4					下記の表による
	★1	—		全額助成								
	★2、★3	—										
副食費助成	すこやか助成割合(以下を除く)			—						1/2	ひとり親1/2 それ以外1/4	
	★4、★5			—						全額助成		

○上記以外の世帯

国階層区分		1	2	3			4							
秋田市階層区分		A	B	C1	C2	C3	D1	D2	D3		D4	D5	D6	
市民税額		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税均等課税世帯のみ	市民税所得割課税世帯									
					100円	5,000円	48,600円	51,000円	56,000円	57,700円	62,000円	79,000円	86,000円	
					以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
					5,000円	48,600円	51,000円	56,000円	57,700円	62,000円	79,000円	86,000円	97,000円	
				未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
0~2歳児クラス	標準時間	0	0	13,850	15,990	17,320	18,000	21,000	21,600	21,600	24,300	24,600	27,750	
	短時間	0	0	13,620	15,720	17,030	17,700	20,650	21,240	21,240	23,890	24,190	27,280	
3~5歳児クラス	標準時間	0(無償)												
	短時間	0(無償)												
多子軽減		—		年齢に関わらず、生計を同一にする子どもの順で2人目は半額、3人目以降は無料						同一世帯から複数同時に教育・保育施設等に入所している未就学児童のうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料				
保育料助成	すこやか助成割合(以下を除く)	—		1/2			1/4							
	★1、★2	—		全額助成										
	★3	—												
副食費助成	すこやか助成割合(以下を除く)			—						1/2				
	★4			—						全額助成				

右ページへ続く

【補足】

●市民税所得割の額の計算においては、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等)を適用しません。

●「ひとり親世帯等」・・・ひとり親世帯および、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者や特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者(在宅に限る)がいる世帯をいいます。

【多子軽減について】

●生計を同一にし、同居していないお子さんがいる場合は、戸籍全部事項証明書を提示のうえ、申し出が必要です。

●新制度未移行幼稚園に入所しているきょうだいがいる場合は、在籍証明書(指定様式あり)の提出が必要です。

【保育料助成について】※0歳～2歳児クラスのお子さんが対象です。なお、副食費は保育料に含まれています。

★1 第1子

★2 第2子以降(第1子の年齢上限なし)

★3 第3子以降が生まれた世帯の第2子以降(第1子の年齢上限なし)
※第2子以降は第3子以降の出生翌月～

【副食費助成について】※3歳～5歳児クラスのお子さんが対象です。

★4 第2子以降(第1子の年齢上限なし)

※★1から★3までは、幼児教育・保育の無償化で保育料が全額無償となるかたを除きます。

※★2、★3、★4は、申請(または変更届)の際に、戸籍全部事項証明書の提出が必要です。

※★3で第3子以降が出生した際、在園中の第2子以降の助成割合を変更するには変更届の提出が必要です。

※副食費助成の助成対象経費は、上限4,800円となります。

(単位:円)

5						6					7・8		
D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	D15	D16	D17	D18	D19	D20
市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯													
97,000円	109,000円	119,000円	131,000円	142,000円	154,000円	169,000円	176,000円	199,000円	230,000円	268,000円	301,000円	320,000円	339,000円
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
109,000円	119,000円	131,000円	142,000円	154,000円	169,000円	176,000円	199,000円	230,000円	268,000円	301,000円	320,000円	339,000円	
未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
27,820	31,600	31,820	34,490	34,940	38,720	39,040	40,260	45,140	46,670	46,970	47,200	47,360	52,000
27,350	31,070	31,280	33,910	34,350	38,070	38,380	39,580	44,380	45,880	46,180	46,400	46,560	51,120
0(無償)													
同一世帯から複数同時に教育・保育施設等に入所している未就学児童のうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料													
1/4						非該当							
全額助成						非該当							
1/2						1/2			1/4				
全額助成													

左ページより